

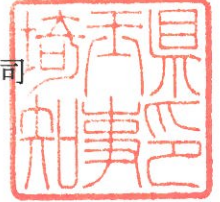
産業廃棄物収集運搬業許可証

住所 群馬県前橋市天川大島町三丁目33番地の5

氏名 小幡解体興業 株式会社
代表取締役 貫井 雅人

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条第1項の許可を受けた者であることを証する。

埼玉県知事 上田 清司



許可の年月日 平成26年6月23日

許可の有効年月日 平成31年4月20日

1. 事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）

積替え保管を除く： 汚泥
 廃プラスチック類(*)
 紙くず
 木くず
 繊維くず
 ゴムくず
 金属くず
 ガラスくず・コンクリートくず（がれき類を除く。）及び陶磁器くず(*)
 がれき類(*)
 以上9種類

※ 産業廃棄物の種類に(*)表示のある場合は石綿含有産業廃棄物を含み、表示のない場合は含まない。

2. 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ
 該当なし

3. 許可の条件
 特になし

4. 許可の更新又は変更の状況

許可（届出）年月日	指令番号	変更内容
平成11年4月21日	指令北環第2-224号	新規許可
平成16年4月21日	指令北環第2-14号	変更許可（3種類の追加）
平成21年6月5日	指令北環第2-7号	更新許可
平成25年4月26日	—	変更届（代表者）
平成26年6月23日	指令産廃第9-51号	更新許可

5. 積替え許可の有無 有・無
 （積替え許可を有している場合においては、市名及び許可番号を記載すること。）

6. 規則第9条の2第5項の規定による許可証の提出の有無 有・無